

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年2月4日

支出負担行為担当官

北海道開発局 札幌開発建設部長 平山 大輔

1 業務概要

(1) 業務名 札幌開発建設部管内 建設資材実勢価格調査業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、札幌開発建設部管内の建設資材実勢価格調査を行い、工事及び業務の積算に用いる設計単価の基礎資料を得ることを目的とする。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

建設資材実勢価格調査 一式

- ア 主要資材価格調査
- イ 建設副産物処分費調査
- ウ 単品資材価格調査
- エ 機器価格調査
- オ 市場単価調査
- カ 流通実態調査

なお、詳細については別添の特記仕様書の第5条業務内容に示すとおりとする。

(4) 技術提案等に関する要件

業務を実施するに当たって、競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は、創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から各提案を行う。

ア 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

(5) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、

計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

詳細については調査職員の指示による。

なお、納入場所は札幌開発建設部技術企画課とする。

- ア 管内単価表
- イ 単品・機器価格調査報告書
- ウ 調査依頼時添付資料
- エ 流通実態調査プロット図
- オ 流通実態調査報告書
- カ 流通実態調査結果に基づくゾーン図
- キ 打合せ記録簿 1式

(6) 履行期間 契約日の翌日～令和9年3月23日

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、実施方針の確実な履行の確保を厳格に評価するため、実施方針の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。

(8) 本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(9) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。

(11) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(12) 本業務は、競争参加資格確認申請書の提出時に参考見積書の提出を求め、予定価格に反映させる業務であり、参考見積書が提出されない場合は本競争に参加できない。

(13) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(14) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

2 競争参加資格

(1) 競争参加資格確認申請者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア 単体企業

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- (ウ) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (オ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (カ) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (キ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) (1) ア(イ)に掲げる令和 7・8 年度の一般競争参加資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなければならない。

(3) 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 号第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、北海道開発局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行つてはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 競争参加資格確認申請者に関する要件

ア 業務実施体制に関する要件

(ア) 競争参加資格確認申請者は、北海道内に営業拠点（配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ（本支店・営業所））を有するものであること。なお、営業所等に関する確認資料を求めることがある。

(イ) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

(ウ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

イ 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成28年度以降入札公告日までに完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること（再委託による業務実績は含まない）。

ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）未満

の場合は実績として認めない。

1) 同種業務：公共事業の積算に関わる材料の単位当たりの価格調査に関する業務

2) 類似業務：建設関連分野の統計調査に関する業務

ウ 令和5年度から令和6年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の土木関係コンサルタント業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、国土交通省本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の「土木関係コンサルタント業務」のTECRIS平均評定点）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

(5) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

(ア) 技術士（総合技術管理部門「建設」、「農業（農業土木又は農業農村工学）」又は「水産」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

技術士（建設部門、農業部門又は水産部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(イ) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は1級）の資格を有し、「認定証書」の交付を受けている者。

(ウ) R C C M（技術士建設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木部門又は建設情報部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者又はR C C Mと同等の能力を有する者。（※1）

※1 「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、R C C M試験に合格しているが転職等により登録が出来ない立場にいる者

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成28年度以降入札公告日までに完了した以下に示す同種又は類似業務（令和7年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く）。

ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の場合は実績として認めない。

- 1) 同種業務：公共事業の積算に関わる材料の単位当たりの価格調査に関する業務
- 2) 類似業務：建設関連分野の統計調査に関する業務

(6) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

直接的雇用関係が確認できる資料を様式 12 に添付すること。

競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(7) 手持ち業務量

ア 配置予定管理技術者は、令和 8 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 5 億円未満かつ 10 件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいい、本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、履行期限が令和 8 年 3 月 31 日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

令和 8 年 4 月 1 日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円未満から 2.5 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満にするものとする。その上で、配置予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、北海道開発局競争契約入札心得第 6 条第 1 項第 11 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

イ 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額 5 億円、件数で 10 件（令和 8 年 4 月 1 日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で 2.5 億円、件数で 5 件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の①から④までの全ての要件を満たす管理技術者に交代させる措

置請求を行う。管理技術者を交代せずに業務の履行を継続した場合は、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずる。

- ①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- (8) 令和3年度から令和6年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注の「土木関係コンサルタント業務」（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の土木関係コンサルタント業務のTECRIS平均評定点）の平均業務成績が60点以上であること。ただし、北海道開発局及び地方整備局等発注業務の実績がない場合は、この限りではない。（注1）

（注1）対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

- (9) 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 配置予定管理技術者相当の担当技術者の配置要件

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時に①、②及び④が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、北海道開発局競争契約入札心得第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- ①予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- (10) 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行う。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が 1,000 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行う。

ウ 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（２）総合評価の評価方法

ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は 60 点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

(ア) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針など

(ウ) 賃上げの実施表明

(エ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

(オ) 実施方針の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60 点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（(ア)に係る評価点）＋（(ウ)に係る評価点）＋（(エ)に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（(オ)の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（(イ)に係る評価点）

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ上席専門官
電話 011-611-0194 (内線 2249)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和8年2月4日(水)から令和8年3月31日(火)までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日をいう。)を除く毎日、9時00分から18時00分(最終日は入札書受付締切予定時刻である11時00分)まで、電子入札により交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和8年2月4日(水)から令和8年2月19日(木)11時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和8年2月19日(木)11時00分までに、上記4(1)へ、持参、書留郵便(提出期限内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。)若しくは電子メール等(着信を確認すること。)により提出すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。なお、実施する場合には別途通知する。

- 1) 実施場所：北海道開発局 札幌開発建設部
- 2) 実施期間：別途通知(実施する場合)
- 3) ヒアリング時間：別途通知(実施する場合)
- 4) 出席者：配置予定管理技術者
- 5) ヒアリングにおける質疑応答内容
 - ・配置予定管理技術者の経歴について
 - ・配置予定管理技術者の業務実績について
 - ・取り組み姿勢(業務の着眼点・実施方針)について

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和8年3月11日(水)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)及び託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年3月31日(火)11時00分。
- ・紙により持参する場合の提出期限は、令和8年3月31日(火)11時00分。提出先は、

北海道開発局 札幌開発建設部 契約業務課 入札スタッフ上席専門官。

- ・ 郵送又は託送による受領期限は、令和8年3月31日（火）11時00分。郵送又は託送先は、北海道開発局 札幌開発建設部 契約業務課 入札スタッフ上席専門官。
- ・ 開札は、令和8年4月1日（水）北海道開発局 札幌開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。

(6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和8年4月1日を予定しているが、予算成立が令和8年4月2日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは、暫定予算の期間分のみ契約とする。

(7) 実施方針（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(8) 詳細は入札説明書による。